令和６年５月20日

「第２１回ふれあい感謝状２１」実施要綱

１　目　的

21 世紀を担う子供たちが、創造性を発揮しつつ、お互いを尊重する心を持って、活力ある明るい社会を築いていくことができるよう、学校や地域において、部活動、クラブ活動、体験活動、社会貢献活動その他実践活動を通して、子供たちの生きる力の育成に努力し、成果をあげている教職員及び関係者に対して、その功績をたたえ、感謝の意を表することにより、互助会定款に定める「学校教育及び地域教育の支援に関する事業」の充実を図ることを目的とする。

２　事業の概要

(1) 名　称

「第２１回ふれあい感謝状２１」

(2) 共　催

（公財）日本教育公務員弘済会東京支部との共同開催事業

(3) 感謝状・副賞

ア　内容

区　分		感謝状（楯）	副　賞
グループ	特別賞	○	１８万円
	優秀賞	○	１３万円
個　　人	優秀賞	○	８万円

（ア）グループのうち、極めて優秀なグループに特別賞を贈呈することがある。

（イ）副賞の名称は、東京都教職員互助会賞及び日本教育公務員弘済会東京支部賞と称する。
なお、副賞額については、受賞者数により変更となることがある。

イ　件　数

受賞者数については、３０以内とする。

(4) 募集期間

令和６年６月２０日から令和６年９月３０日まで

(5) 応募資格

ア　東京都内の学校・幼稚園の教職員を構成員に含むグループ

イ　東京都内の学校・幼稚園の教職員及び関係者で個人として活動する者

ウ　対象とする学校には、大学・短大・専修学校・各種学校は含まない。

エ　既受賞者の再応募について、グループは受賞後５年以上経過していることを必要とする。個人については同一活動の再応募は不可とする。また、過去においてグループ又は個人として受賞した者は、上記ア、イの応募資格を変えて同一活動での応募はできないものとする。

(6)　対象部門及び推奨基準

ア　部活動、クラブ活動部門

次の各号のいずれかに該当すること。

（ア）　合同部活動等、特色ある部活動を展開し部活動の再生や充実に努めた。

（イ）　部活動の充実により大会入賞など力量や質を高めた。

（ウ）　地域のクラブ活動を通し子供たちの健全育成に多大の貢献をした。

（エ）　その他、部活動等の改善・充実に著しい成果を上げた。

※　なお、地域のクラブ活動は学校（児童・生徒等）とかかわりのあるものをいう。

イ　体験活動、社会貢献活動部門

原則として、学校を基盤とした活動で、次の各号のいずれかに該当すること。

（ア）　地域の環境改善等に寄与する体験活動を展開し、成果をあげた。

（イ）　通算 10 年以上にわたり奉仕体験活動を展開し、青少年の人材育成に努めた。

（ウ）　悩みを抱える子供たちの相談活動を行い、立ち直りの支援に努めた。

（エ）　地域との連携により豊かな人間性を育む活動を展開し、成果をあげた。

（オ）　その他、体験活動等の指導において著しい成果を上げた。

※　特別教育活動以外の授業として参加を義務付けられている活動は対象としない。但し、きっかけは授業だが、発展した自発的活動は対象とする。

(7)　応募方法

応募条件は、グループ・個人とも原則として下記団体の推奨を要し、申請書は推奨団体が作成することとする。

【推奨することができる団体】
東京都教育委員会、区市町村教育委員会、各校長会、各職員団体、所属校

※　新型コロナウイルス感染症の影響により、直近の活動及び成果が認められない場合には、コロナ禍における創意工夫や取組み等を考慮して推奨することができる。

(8)　選考会

ア　選考委員の構成

(公社)東京都教職員互助会　理事長（選考委員長）

(公財)日本教育公務員弘済会東京支部代表（副選考委員長）

東京都教育庁代表

各校長会代表

各職員団体代表

(公社)東京都教職員互助会　参与

イ　選考方法

選考委員が、申請書に基づき対象部門ごとに評価を行い、選考会で審議する。

ウ　評価基準

評価については、（ア）社会的意義、教育的意義、（イ）具体的成果、（ウ）地域からの評価、学校教育への波及効果等、（エ）持続性・斬新性等の視点を踏まえた総合評価とする。

採点にあたっては、（ア）から（エ）の評価項目のスコアを点数化するものとする。なお、体験活動・社会貢献活動部門に関しては、意義や貢献度の評価を重要視することとし、評価項目のスコアに重み付けの調整を行う。

エ　選考結果

選考結果は選考委員長である互助会理事長が決定し、推奨者、グループまたは個人に通知する。

(9) 感謝状贈呈式等

ア　時　期

第２１回ふれあい感謝状贈呈式を令和７年１月に開催する。

イ　出席者

受賞者、選考委員及び来賓

ウ　広　報

教職員互助会報ふれあい、ホームページ等により受賞団体の活動を広報する。

(10) 後　援

東京都教育委員会の後援事業とする。

(11) その他

本事業を運営するため、（公社）東京都教職員互助会に事務局を設ける。